

議案第 29 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項第 4 号中「第 33 条第 1 項」を「第 33 条第 3 項」に改める。

第 25 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこどもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図る事業に関すること（以下「日中一時支援」という。）。

第 26 条中「として、次に掲げる業務」を「として次に掲げる業務及び日中一時支援」に改める。

第 27 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児支援利用援助及び継続

障害児支援利用援助 通所給付決定に係る知的障害のあるこども又は精神に障害のあるこども

イ 保育所等訪問支援 通所給付決定に係る障害児

ウ 日中一時支援 日中一時支援に係る費用を支給する旨の市長の決定に係る知的障害のあるこども又は精神に障害のあるこども

第28条第1項中「前条第1号」を「前条第1号ア又はイ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「額は、」の次に「第1項の使用料にあつては」を、「命令等に」の次に「、前項の使用料にあつては規則に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1号ウの決定に係るこどもの保護者は、同号ウに規定する者が日中一時支援を利用したときは、使用料を納めなければならない。

第29条中「10人」の次に「、日中一時支援にあつては25人」を加える。

第30条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 日中一時支援 午前8時から午後7時まで

第31条第1号中「放課後等デイサービス」の次に「及び日中一時支援」を加える。

第32条第3項第1号中「業務」の次に「及び日中一時支援」を加え、同項第3号中「次条第1項」を「次条第3項」に改め、同項第4号中「を千葉県国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であつて千葉県の区域をその区域とするものをいう。）に請求する」を「並びに日中一時支援に係る費用として規則で定めるものの請求を行う」に改める。

第33条第1項中「、第27条第1号」を「、第27条第1号ア又はイ」に、「そよかぜキッズ」を「知的障害児等機能訓練等業務」に改め、「（以下この条及び次条において「利用料金」という。）」を削り、同項第3号中「第27条第1号」を「第27条第1号ア又はイ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料金」を「前2項に規定する料金（以下「利用料金」

という。)」に改め、「額は、」の次に「第1項の料金にあつては」を、「命令等に」の次に「、前項の料金にあつては規則に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第27条第1号ウの決定に係るこどもの保護者は、同号ウに規定する者が日中一時支援を利用したときは、指定管理者に対し、日中一時支援の利用に係る料金を納めなければならない。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理 由

障がいのあるこどもの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び休息の確保を図るため、そよかぜキッズにおいて新たに行う日中一時支援に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。